

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

社会福祉法人

愛媛県視覚障害者福祉会

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県視覚障害者福社会（以下「法人」という。）賃金規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算決定額を上回る額により、常用職員又は有期契約職員の別に理事長が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、6月に、年度分を、手当（一時金）として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。